

各務原市の文化振興のあり方

改正後	改正前
(1) 文化に「ふれる」 身近に文化にふれることができる環境づくり 子どもから大人まで、より多くの市民が、多様な文化に「ふれる」ことができるよう、魅力的な企画や展示を充実させるとともに、身近に文化に「ふれる」機会や場を提供していく。 また、<u>文化に関する情報をより多くの方に届けるため、事業の対象を踏まえながら情報発信の方法についても工夫していく必要がある。</u> ①文化芸術を気軽に親しむことができる機会の充実 <u>文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人々の心のつながりや相互の理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。</u> <u>身近な空間を活用し、公演、ワークショップ、展示会等を開催することにより、市民が芸術家や作品に直接ふれ、親しみ、豊かな人間性を育むことができるよう、機会や場の充実に努める。</u> <u>また、様々な分野において本市の文化を振興するため、市民、芸術家、専門家、企業や各種団体とも連携しながら実施する。</u> ②質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供 質の高い文化芸術にふれる機会の提供が多くの市民から求められていることから、一流の<u>アーティスト</u>や、地元ゆかりで全国的に活躍している<u>アーティスト</u>を積極的に活用することで、より多くの市民の文化への関心を高めるとともに、鑑賞機会を提供していく。 こうした事業は、<u>市民の鑑賞機会のさらなる拡大につながるのみではなく、文化を通じた都市イメージ向上につながるものであり、シティプロモーションへの寄与を目指す。</u> ③情報発信方法の拡充 <u>現在、文化事業を知るための情報媒体としては、市の広報が約 7 割と非常に割合が高い状況である。市の広報による情報発信を行いつつも、まだまだ情報が浸透</u>	(1) 文化に「ふれる」 身近に文化にふれることができる環境づくり 子どもから大人まで、より多くの市民が、多様な文化に「ふれる」ことができるよう、魅力的な企画や展示を充実させるとともに、身近に文化に「ふれる」機会や場を提供していく。 また、文化に関わる情報発信手法について検討し、より多くの市民に必要とされる情報が届くよう努める。 ①文化芸術を気軽に親しむことができる機会の充実 市民が、文化への関心の有無や、経済・社会的な環境にかかわらず、芸術家や作品に直接ふれ、親しみ、豊かな人間性を育むことができるように、文化施設やその他の公共施設、身近な空間を活用し、公演、ワークショップ、展示会等を開催する。 様々な分野において本市の文化を振興するため、市民、芸術家、専門家、企業や各種団体とも連携しながら実施することで更なる機会の充実に努める。 ②質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供 質の高い文化芸術にふれる機会の提供が多くの市民から求められていることから、一流の芸術家や、地元ゆかりで全国的に活躍している芸術家を積極的に活用することで、より多くの市民の文化への関心を高めるとともに、鑑賞機会を提供していく。 こうした事業は、積極的な広報に努めることで、市民の鑑賞機会のさらなる拡大を図るとともに、市のシティプロモーションにもつなげていく。 ③情報提供の充実 市の文化事業を知るための情報媒体としては市の広報が 7 割台半ばと非常に割合が高く、ポスターやチラシ、雑誌や地域情報誌が 3 割近くとなっている。

しているとは言い難いため、事業の対象を踏まえながら、効果的な情報発信の方法を検討していく。

紙媒体によるチラシの制作をはじめ、ツイッターやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSの積極的な活用、戦略的なデザインの起用、ウェブ媒体のプラットフォームの整備など、多角的に取り組んでいく必要がある。

④文化芸術活動の成果を表現する場の充実

創作した作品を発表する機会を提供し、作品の公募、展示、表彰を行うことで、文化芸術活動の成果を表現する場の充実に努める。

(略)

(3) 文化を「はぐくむ」子どもや若者の文化への関心や活動を活性化させる

子どもの文化芸術体験は感性や創造性、コミュニケーション力を高めるだけでなく、郷土への愛着や誇りを持った市民を育むことも期待される。学校や地域とも連携しながら取り組んでいく。

また、地域の文化資源を活用した特徴的な活動を推進することで、まち全体の魅力創出につながる取り組みを活性化させる。

(略)

②子どもが文化芸術に親しむ機会の充実（重点項目）

子どもたちが優れた文化芸術に触れることは、豊かな心や感性・創造性を育むとともに、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育成する上でも重要である。

本市では、地域で活躍できる人材を育成するとともに、郷土愛を醸成することを目的に、歴史や産業などを通じて、まちを深く知ることができる機会として「かかみがはら寺子屋事業2.0」に取り組んでいる。引き続き、地域資源を十分に活用しながら、地域の方々とともに子どもたちの夢を育む事業として推進していく。

その他、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による舞台公演の実施するほか、市または市文化協会においては、子どもたちを対象に鑑賞だけにとどまらず、ワークショップや芸術家との共演など、子どもたちが参加体験できる機会を設けるとともに、子どもらしい感性やコミュニケーション力を育むための事業を継続して取り組んでいく。

今後は、事業の対象も踏まえつつ、情報メール、ツイッターやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSの活用も含め重層的に行うことでより効果的な情報発信が行えるよう努める。

(略)

(3) 文化を「はぐくむ」子どもや若者の文化への関心や活動を活性化させる

子どもの文化芸術体験は感性や創造性、コミュニケーション力を高めるだけでなく、郷土への愛着や誇りを持った市民を育むことも期待される。学校や地域とも連携しながら取り組んでいく。

また、地域の文化資源を活用した特徴的な活動を推進するほか、市民の主体的な活動を促進し成果を発表する機会を創出することで、各務原市全体や地域の魅力につながる取り組みを活性化させる。

(略)

②子どもが文化芸術に親しむ機会の充実

子どもたちが優れた文化芸術に触れることは、豊かな心や感性・創造性を育むとともに、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育成する上でも重要である。

本市では、地域で活躍できる人材を育成するとともに、郷土愛を醸成することを目的としてふるさと歴史発見事業などの「各務原寺子屋事業」を実施しており、引き続き地域資源を十分に活用しながら、地域の方々とともに子どもたちの夢を育む事業を実施する。

その他、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による舞台公演の実施や、市の事業として未就園児や、未就学児などを対象にした、ファミリーコンサートなどを行っているが、それらの実施にあたっては、鑑賞だけにとどまらず、ワークショップや、楽器体験、芸術家との共演など、子どもたちが参加体験できる機会の提供もとりいれている。

子どもたちの文化芸術への関心を育む取り組みは、一朝一夕では成果が測れないため、継続して事業を実施することにより、子どもたちの創造力やコミュニケーション能力の涵養を図るとともに、次代の芸術の担い手育成に努める。

また、子どもの文化芸術体験を通じて、親の興味を広げるような取り組みについても検討していく。

③特色ある文化芸術事業の推進 (重点項目)

本市では、学校教育における部活動や任意団体を含め、小学生から社会人に至るまで、様々な吹奏楽団（部）があり、市民に吹奏楽の経験者や愛好家が非常に多く活動が盛んである。

近年では、市内の経済団体が中心となり、中学校の吹奏楽部が共演できる場を創出するため、「かかみの音楽演奏会」を開催している。このような取り組みをはじめ、本市の特色である吹奏楽の活動に対して、継続した支援ができるよう官民ともに調整を図る。

また、各務地区にある国指定重要有形民俗文化財「村国座」では、毎年10月の第2土・日曜日に村国神社の祭礼が行われ、2日間にわたり地元小学生による子供歌舞伎と新舞踊が上演されている。出演する子どもたちは夏の間に猛練習を積み、公演当日には熱の入った演技を披露し、現在も伝統を守り続けている。

今後も「村国座」の積極的な活用に努めるほか、歌舞伎役者による体験講座やワークショップなどをはじめ、今後も市民が関心を持ちながら伝統を守っていける事業を実施する。

また、まちの魅力である市街地のオープンスペースを多様な芸術文化空間として積極的に活用することで、普段から音楽やアートにふれることがない方に対するきっかけづくりとともに、新たな文化が生まれる交流の場となることによって、周辺エリアの回遊性を高めるのみならず、エリアの価値や暮らしの質の向上につながる波及効果を期待する。

引き続きこれらの事業を実施していくことで、子どもたちの創造力やコミュニケーション能力の涵養を図り、将来の芸術家の育成や市民の芸術鑑賞の機会を提供する。

③特色ある文化芸術事業の推進

本市では、学校教育における部活動や任意団体を含め、小学生から社会人に至るまで、様々な吹奏楽団（部）があり、市民に吹奏楽の経験者や愛好家が非常に多く活動が盛んである。

平成28年度に市内の経済団体が中心となり中学校の吹奏楽部が共演する「かかみの音楽演奏会」を実施したが、今後も経済団体や学校などが連携しながら今後も本市の特色ある事業として継続していけるよう調整を図る。

また、各務地区にある国指定重要有形民俗文化財「村国座」では、毎年10月の第2土・日曜日に村国神社の祭礼が行われ、2日間にわたり地元小学生による子供歌舞伎と新舞踊が上演されている。出演する子どもたちは夏の間に猛練習を積み、公演当日には熱の入った演技を披露し、現在も伝統を守り続けている。

市では村国座の保存、活用に努めているほか、歌舞伎役者による体験講座やワークショップなどを行っているが、今後も市民が関心を持ちながら伝統を守っていける事業を実施する。

④文化芸術活動の成果を表現する場の充実

創作した作品を発表する機会を提供し、作品の公募、展示、表彰を行うことで、文化芸術活動の成果を表現する場の充実に努める。

また、地域に根ざした文化活動等を行う事業に対し補助を行うことで自主的な

（４）文化を「いかす」文化の持つ力を活かして地域を活性化させる

本市が持つ文化資源（ヒト・モノ・コト）を最大限活かした事業を実施、発信していくことは、市民のまちに対する愛着や誇りであるシビックプライドの醸成につながるだけでなく、市外からの交流人口の増加をはじめ、関係人口の創出につなげていくなど、まちの活力を維持させる取り組みとして期待できる。

文化を通じて、行政のみならず、まちに関わる全ての人とともに価値を創りあげる「価値共創」のシティプロモーションに取り組んでいく。

また、文化の持つ力をまちづくりや産業等の関連分野と連動させることで、まちの魅力として発信するとともに、文化による地域の活性化を目指す。

①文化による関係人口の創出（重点項目）

全国的な動向と同じように本市においても本格的な人口減少社会が到来し、まちの活力を維持させるための取り組みが求められている。文化振興の面においても、本市が持つ様々な資源を最大限に活かした事業を実施するとともに、まちの魅力として発信していくことで、まちの活力につなげていくことが重要である。

学びの森周辺で開催している「マーケット日和」などのイベントを通じて、まちの魅力を発信するとともに、新たなライフスタイルの提案を行っている。これらのイベントは、参加できるだけではなく、まちと「もっと深く関わりたい」という若者が増えるきっかけをつくり、「まち」と「ひと」をつなぐ入口として機能しはじめている。

このように地域外から興味や愛着を持って、地域と継続的に関わりを持つ「関係人口」を増やしていくため、文化を通じて「まち」と「ひと」が継続してつながる機会の創出に努めていく。

②文化による波及効果（重点項目）

まちの文化は、市内外の双方向的な交流の中で醸成され、新たな魅力として発展していく。まちに関わる様々な人とともに、文化資源を活かした多様な活動を展開していくことで、文化による多様な価値を創出し、その価値を活用・好循環させることで、産業の活性化や地域の再生などにつなげていく。

また、従来の文化振興を主目的としてきた「美術・音楽・文芸」などの分野においても、新進気鋭なアートやカルチャーと融合させることで、新たな価値の創出につなが

活動を促進する。

（４）文化を「いかす」文化の持つ力を活かして地域を活性化させる

本市が持つ文化資源を最大限活かした事業を実施、発信していくことは、市民のまちに対する愛着や誇りにつながるだけでなく、市外からの来訪者の増加、移住促進につなげ、市の活力創出につながることが期待できる。

都市そのものの価値を高めるシティプロモーション事業を、行政だけでなくまちに関わる全ての人が連携しながら、取り組んでいく。

①市民との協働によるまちづくりの推進

全国的な動向と同じように本市においても本格的な人口減少社会が到来し、まちの活力を低下させないための取り組みが求められている。文化振興の面においても、本市が持つ様々な資源を最大限に活かした事業を実施するとともに、市の魅力を発信していくことで、市の活力創出につなげていくことが重要である。

また、市では、「市民協働」を施策の一丁目一番地に位置づけ、市民、自治会、NPO、企業、行政が一丸となり「オール各務原」でまちづくりに取り組んでおり、近年、CM制作ワークショップや夏フェス、マーケット日和など、市民が参画したこれらの事業から新しいまちの魅力が生みだされている。

今後も、市民協働により、文化資源を活用した事業の実施、魅力を発信していくことで、市民の誇りの醸成、市の活力創出に努める。

るようなプロジェクトを創造していく。

(略)

(1) 文化事業の推進体制について

文化事業の推進にあたっては、現在、市の直営による事業実施及び、施設を中心とした指定管理者による事業運営を行っている。

多様な分野を扱う行政の強みを活かし、各分野との連携を図りながら取り組んでいるところではあるが、総合計画後期基本計画に係る「市民意識調査」によると「芸術や文化に親しむ機会が充実していると感じる市民の割合（37.3%⇒32.3%）」は下降傾向にあり、より柔軟性のある体制による事業運営の必要性が顕在化してきている。

国においても、平成29年6月に文化芸術基本法が改正され、その趣旨として、これまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、まちづくりや産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むことで、文化芸術により生み出される様々な価値を活用させることとしている。

このように文化の持つ力を活かす場面がこれまで以上に求められる現状や、「各務原市総合計画後期基本計画」の全分野共通における取り組み方針として掲げる「つながりづくり」を踏まえ、行政がやるべきこと、民間の力を活かすべきこと、官民が互いの強みを活かすことができる新たな推進体制について、検討していく。

ひいては、行政における文化政策に加え、民間の資金・人・アイデアを活かすことができる体制を構築することで、持続可能なスキームを実現し、地域の「文化力」を結集させることにより、まちの魅力と活力を高めていく。

(略)

(1) 文化振興事業の推進体制について

文化振興事業の推進にあたっては、現在、市の直営による事業実施及び、施設を中心とした指定管理者による事業運営を行っている。

他の自治体においては、文化振興事業団が行政の外郭団体として設置され、文化事業の実施主体としての役割を担っている例もあるが、文化事業を独立した組織で扱う場合、短期的な採算性を重視した事業内容に偏ってしまうおそれもある。

また、近年、孤立や貧困、障害といった社会参加が阻害されがちな対象に対して、文化を用いた多様なアプローチが期待されつつあるとともに、産業や観光、食といった分野でも文化の持つ力を活かす視点が求められるようになってきている。

このようなことから、「文化事業」に特化した組織に事業を委ねるのではなく、多様な分野を扱う行政の強みを活かし、各分野との連携を図りながら取り組んでいくことが重要である。